

事業者番号取得は
ちょっと待って
インボイス特集やってます
(4-6面)

今月の紙面

① もしもの時の組合共済
② 2023年資格試験と祝い金
③ インボイス特集
④ 現場労働者のための「建退共」
建設国保関連記事の掲載：7面



発行所

広島県建設労働組合

〒733-0013 広島市西区横川新町8番12号

電話(082)232-6238 FAX(082)294-0248

発行人 書記長 藤岡 祐二

(機関紙は有料 組合員の機関紙代は組合費に含む)

定価 1部70円 毎月1回10日発行

ホームページ

ひろしまけんろう 検索

QRコード

スマホ携帯から
携帯でQRコードを
読み込んで下さい
(別途通信料金が必要となります)

組合共済

全員加入・月掛金

1,160円

(所属地連で掛け金が変わる場合があります)

申請期限は、そのことが発生してから3年

組合共済は組合員さんが全員加入している
制度です。給付の申請は所属の窓口へ！

掛金は毎月の組合費に含まれています

あなたにくらしをサポート

「もしも…」のときに

20歳・70歳で
2万円
80歳で
1万円

配偶者が入院したら
2万円

子供が生まれたら
3万円

ケガで仕事を
休んだら
最高36万円

病気で仕事を
休んだら
最高24万円

ケガや病気で
障害が残ったら
最高150万円

本人死亡
最高168万円

家族死亡
最高10万円

小学校に
入学したら
2万円

中学校に
入学したら
1万円

旅行に行ったら
最高6千円

平成30年4月1日施行

給付項目		共済金
本人死亡	交通事故死亡	1,500,000円
	不慮の事故死亡	1,500,000円
	普通死亡	500,000円
障害(※1)	交通事故による重度障害 (1～2級、3級の2、3、4)	1,500,000円
	不慮の事故 " (")	1,500,000円
	病 気 " (")	500,000円
	交通事故による障害 (3級 ～ 14級)	4～90万円
	不慮の事故 " (")	4～90万円
休業補償(※2)	不慮の事故、労災、交通事故による入院 1日目～60日目まで	日額4,000円
	" 入院 61日目～180日目まで	日額1,000円
	" 通院・自宅療養 16日目～45日間	日額3,000円
	病気による入院 1日目～60日目まで	日額4,000円
	" 通院・自宅療養 16日目～45日間	日額4,000円
住宅災害(火災)	全 焼 (70%以上の焼失)	1,000,000円
	半 焼 (50% ")	900,000円
	半 焼 (30% ")	700,000円
	半 焼 (20% ")	500,000円
	一 部 焼 (10% ")	300,000円
	一 部 焼 (5% ")	200,000円
	一 部 焼 (5%未満の焼失)	50,000円以内
	全壊・流失 (住宅の70%以上)	300,000円
住宅災害(自然災害)	半 壊 (住宅の20%以上)	150,000円
	一 部 壊 (住宅損害100万円以上)	30,000円
	一 部 壊 (" 20万円以上)	10,000円
	床 上 浸 水 (全床面積の50%以上)	3～15万円
	床 上 浸 水 (" 50%未満)	1～3万円
	全 壊 (住宅の70%以上)	100,000円
住宅災害(地震)	半 壊 (" 20%以上)	50,000円
	一 部 壊 (住宅損害が20万円超)	10,000円

給付項目		共済金
慶弔見舞	結 婚 祝 (組合員本人)	20,000円
	出 産 祝 (" または配偶者)	30,000円
	入 学 祝 (組合員の子 小学校)	20,000円
	入 学 祝 (組合員の子 中学校)	10,000円
	成 人 祝 (組合員本人 20歳)	20,000円
	敬 老 祝 (" 70歳)	20,000円
	長寿現役祝 (" 80歳)	10,000円
	弔 慰 金 (本人) 病気等	140,000円
	弔 慰 金 (本人) 不慮の事故等	180,000円
	弔 慰 金 (本人) 重度障害見舞金	120,000円
	弔 慰 金 (配偶者)	100,000円
	家族弔慰金 (子)	50,000円
	家族弔慰金 (父母)	22,000円
	家族弔慰金 (同居の祖父母)	10,000円
保養助成	配偶者入院見舞 (入院連続12日以上を対象)(1年に1回限り)	20,000円
	「後期高齢者」保養助成給付金 (75歳以上の組合員)(1年に1回限り)	3,000円
	「後期高齢者」保養助成給付金 (" と配偶者)(1年に1回限り)	6,000円

全ての申請は、組合共済給付規則に準じて給付が決定します。
※組合共済の一部は全労済(こくみん共済coop)に再掛けして
いますので、給付申請時は全労済の様式が必要な場合があり
ます。

(※1) 障害の等級は、労災保険の障害等級に基づきます。
(※2) 満額給付の後には、待機期間があります。

◆ 受給資格 ◆

「休業補償」については組合共済資格発生日から6カ月
以上経過した者とする。6カ月以内の者でも、ケガ、事故
死、その他急死の場合は、組合共済給付規定に従い給付す
ることができる。申請期限は事由が発生してから3年以内
とし、3年を経過しての申請は無効とする。



保存版

2023年度 建設関係の資格試験・検定案内

- 願書販売（配布）開始
- 申込受付期間
- 実施日程
- ★ 合格発表



●（一財）地域開発研究所が受験講習会を実施する試験予定

資格名	区分	23年 2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	24年 1月	2月	3月
土木 施工管理技士	1級	17 ○願書販売開始 (一次・二次)	17～31 一次・二次 検定申込受付				2 ○一次検定	9★ 一次合格発表 10～25 二次検定受検科払込(一次合格者)		1 ○二次検定			12★ 二次検定 合格発表		
	2級	17 ○一次(前期) 願書販売開始	1～15 一次(前期) 検定申込受付			4 ○一次(前期)検定 19 ○一次(後期)・二次願書販売開始	4★ 一次(前期)合格発表 5～19 一次(後期)・二次検定申込受付			22 ○一次(後期)・二次検定	30★ 一次(後期) 合格発表			7★ 二次合格発表	
管工事・ 電気通信工事 施工管理技士	1級			10 ○願書販売開始 (一次・二次)	8～22 一次・二次 検定申込受付				3 ○一次検定	5★ 一次合格発表 5～19 二次検定受検科払込(一次合格者)		3 ○二次検定			6★ 二次検定 合格発表
	2級	17 ○一次(前期) 願書販売開始	1～15 一次(前期) 検定申込受付			4 ○一次(前期)検定 26 ○一次(後期)・二次願書販売開始	4★ 一次(前期)合格発表 11～25 一次(後期)・二次検定申込受付				19 ○一次(後期)・二次検定		5★ 一次(後期) 合格発表		6★ 一次・二次 合格発表
建築・ 電気工事 施工管理技士	1級	1/13 ○願書販売開始(一次・二次) 1/27～2/10 一次・二次検定申込受付				11 ○一次検定	14★ 一次合格発表 14～28 二次検定受検科払込(一次合格者)			15 ○二次検定				2 ★二次合格発表	
	2級	1/13 ○一次(前期)願書販売開始 1/27～2/10 一次(前期)検定申込受付				11 ○一次(前期)検定 30 ○一次(後期)・二次願書販売開始	14★ 一次合格発表 14～28 一次(後期)・二次検定申込受付 14★ 一次(前期)合格発表				12 ○一次(後期)・二次検定	22★ 一次(後期) 合格発表		2 ★二次合格発表	

上記のうち次の試験は種別に分けて実施されます。●2級土木施工管理技術検定後期試験(土木・鋼構造物塗装・薬液注入の3種別) ●2級建築施工管理技術検定後期試験の種別については試験機関にお問い合わせください

●その他の主な資格試験・検定の予定(順不同)

資格名(試験名)	23年 2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	24年 1月	2月	3月
造園 施工管理技士	17 ○2級一次(前期) 願書販売開始	1～15 2級一次(前期) 申込受付	10 ○1級一次・二次 願書販売開始	8～22 1級一次・二次 申込受付	4 ○2級一次 検定(前期)	26 ○2級一次・二次 願書販売開始	4★ 2級一次検定(前期)合格発表 11～25 2級一次・二次 検定(後期)申込受付	3 ○1級一次検定	5★ 1級一次 合格発表	19 ○2級一次・二次 検定	3 ○1級二次 検定	5★ 2級一次(後期) 合格発表		6★ 1級二次・2級一次・二次 合格発表
建設機械施工技士	注)2級建設機械施工技術検定(建設機械の種類により第1種から第6種まで) 上旬 ○願書販売開始	2/15 ～ 3/31 1・2級申込受付			18 ○1・2級第一次検定	31 ★1・2級第一次検定 合格発表(予定)	下旬～中旬 1・2級第二次検定			16★ 1・2級第二次検定合格発表(予定)				
建築士	【1級】		上旬 ○申込受付			下旬 ○学科試験		上旬 ★学科合格発表	中旬 ○設計製図試験		下旬 ★設計製図合格発表			
	【2級・木造】		上旬 ○申込受付			上旬 ○2級学科試験 木造学科試験	下旬 ○2級学科合格発表 木造学科合格発表	★上旬 木造学科合格発表 ○中旬 2級設計製図試験	中旬 ○木造設計製図試験		上旬 ★設計製図合格発表			
建築設備士		上旬～中旬 ○申込受付			中旬 ○学科試験	下旬 ★学科合格発表	中旬 ○設計製図試験			上旬 ★設計製図合格発表				
技術士・技術士補		下旬 ○第二次(土)願書配布開始	上旬～中旬(郵送) 第二次(土)申込受付		初旬 ○第一次(補)願書配布開始	中旬～上旬(郵送) 第一次(補)申込受付	16・17 第二次(土)筆記試験		第二次(土) 下旬 筆記合格発表★	26 ○第一次(補)試験	12月上旬～1月中旬 第二次(土)口頭試験		下旬 ★第一次(補)合格発表	初旬 ★第二次(土)口頭合格発表
給水装置工事主任技術者					5月下旬～7月上旬 ○申込受付				下旬 ○試験	下旬 ★合格発表				
電気主任技術者	(注)第3種は上期試験・下期試験の両方を申込みすることができます。 第1・2種・上期3種申込書配布開始		5/15～6/1 (インターネット・郵便) 上旬 ○第1・2種・上期3種申込受付		6/19～7/6 (インターネット・郵便) 中旬 ○第1種申込受付	7/6～30 上期第3種試験(CBT方式) 上期第3種試験(筆記方式)	第1・2種 19 ○一次試験 20 ○中旬 ★上期第2種技能合格発表 8/24～9/10 8/21～9/7 (インターネット・郵便) 下期第2種申込受付(注) ○中旬 下期第2種申込書配布開始	★上旬 第1・2種(一次)合格発表 ★上旬 上期第3種合格発表	11/13～ 11/30 ○下期第3種申込書配布開始	12 ○第1・2種二次試験 上旬○下期第3種申込書配布開始	10 ○第1種技能試験	第1・2種(二次) ★下旬 合格発表	2/1～2/25 下期第3種試験(CBT方式)	24 ○下期第3種試験(筆記方式)
電気工事士	(注)第2種は上期試験・下期試験の両方を申込みすることができます。 中旬 ○上期第2種申込書配布開始	3/20～4/6 (インターネット・郵便) ○上期第2種申込受付(注)	4/24～5/11 上期第2種 学科試験(CBT方式)	28 ○上期第2種 学科試験(筆記方式)	6/19～7/6 (インターネット・郵便) 中旬 ○上期第2種 学科試験(筆記方式)	22・23 ○上期第2種 学科試験(筆記方式)	8/21～9/7 (インターネット・郵便) 下期第2種申込受付(注) ○中旬 下期第2種申込書配布開始	9/25～10/12 学科試験(CBT方式) 学科試験(筆記方式)	1 ○第1種学科試験 (筆記方式) ★第1種学科合格発表	中旬 ○下期第2種学科合格発表	23・24 ○下期第2種技能試験	中旬 ★第1種技能合格発表	下旬 ★第2種技能合格発表	
電気通信主任技術者		1～21 第1回申請受付				9 ○第1回試験	31★ 第1回合格発表		1～24 第2回申請受付			28 ○第2回試験	19★ 第2回合格発表	
宅地建物取引士						上旬～下旬 ○願書配布 上旬～下旬 ○郵送申込受付 上旬～中旬 ○インターネット申込受付		中旬 ○試験		下旬 ★合格発表				
解体工事施工技士	10★ 合格発表							上旬 ○申込受付開始(インターネット・郵送)		○3 試験		9★ 合格発表		
地すべり防止工事士 (登録地すべり防止工事試験)			上旬～中旬 ○申込受付		17 ○一次試験		1★ 一次合格発表	中旬 ○二次試験		1★ 二次合格発表				
計装士 (1級は登録計装試験による)			上旬 ○願書販売開始	上旬～中旬 ○学科・実地のみ(書類のみ) 申込受付			下旬 ○学科試験	下旬★ 学科合格発表	上旬～中旬 ○実地申込受付		上旬 ○実地試験		中旬★ 実地合格発表	
消防設備士	【道府県】		上旬		前期申込受付		月末	初旬			後期申込受付	上旬		(★随時)
登録経理試験 建設業経理士 (経営事項審査評価対象)				1・2級検定試験(上期) ○申込書配布開始	中旬 ○1・2級検定試験(上期) 申込受付(上期)			中旬 ○1・2級検定試験(上期)		中旬★合格発表(上期) 中旬 ○1・2級検定試験(下期)申込書配布開始○中旬 申込受付(下期)				★5月中旬 (合格発表(下期)) 中旬○ 1・2級試験(下期)
建設業経理事務士		中旬 3・4級特別研修申込受付(インターネット)		中旬			3・4級特別研修		3・4級検定試験申込書配布開始○中旬 中旬 ○申込受付				中旬 ○3・4級試験	
1級・2級舗装施工管理技術者 舗装診断士	2/1～24 2/10～24	1級・2級、診断士 受験申込システム設置 1級・2級、診断士 受験申込郵送受付			25 ○1級・2級、診断士 試験				25★ 1級・2級、診断士 合格発表					

★試験・検定の日程は、変更されることもありますので、詳細は各試験実施機関にご確認ください。

2023年度 資格試験・検定の試験実施機関

○土木・管工事・電気通信工事・造園施工管理技士

(一財)全国建設研修センター
TEL042-300-6860(土木)
TEL042-300-6855(管工事)
TEL042-300-0205(電気通信工事)
TEL042-300-6866(造園)
<https://www.jctc.jp>
※願書はコールセンターでも注文可能

○建築・電気工事施工管理技士

(一財)建設業振興基金(試験研修本部) TEL03-5473-1581(代) <https://www.fcip-shiken.jp>

○建設機械施工技士

(一社)日本建設機械施工協会(試験部) TEL03-3433-1575 <https://www.jcmanet.or.jp>

○建築士・建築設備士

(公財)建築技術教育普及センター TEL03-6261-3310(代) <https://www.jaeic.or.jp>

○技術士・技術士補

(公社)日本技術士会(試験・登録部) TEL03-6432-4585 <https://www.engineer.or.jp>

○給水装置工事主任技術者

(公財)給水工事技術振興財団 TEL03-6911-2711(代) <https://www.kyuukou.or.jp>

○電気主任技術者・電気工事士

(一財)電気技術者試験センター TEL03-3552-7651 <https://www.shiken.or.jp>

○電気通信主任技術者

(一財)日本データ通信協会 電気通信国家試験センター
TEL03-5907-6556 <https://www.dekyo.or.jp/shiken/>

○宅地建物取引士

(一財)不動産適正取引推進機構(試験部) TEL03-3435-8181 <https://www.retio.or.jp>

○解体工事施工技士

(公社)全国解体工事業団体連合会 TEL03-3555-2196 <https://www.zenkaikouren.or.jp>

○地すべり防止工事士(登録地すべり防止工事試験)

(一社)斜面防災対策技術協会 TEL03-3438-0493 <https://www.jasdim.or.jp>

○計装士(1級は登録計装試験による)

(一社)日本計装工業会 TEL03-5846-9165 <https://www.keiso.or.jp>

○消防設備士

(一財)消防試験研究センター広島県支部 TEL082-223-7474
<https://www.shoubo-shiken.or.jp/branch/34hiroshima/>

○建設業経理士・建設業経理事務士

(一財)建設業振興基金(経理試験課) TEL03-5473-4581 <https://www.kensetsu-kikin.or.jp/>

○舗装診断士・舗装施工管理技術者

(一社)日本道路建設業協会 TEL03-6280-5038 <http://www.dohkenkyo.or.jp>

広島建労のホームページ URL:<https://hiro-ken.com/> メールアドレス E-mail:hiroshimakenrou@hiro-ken.com

資格取得したら祝い金の申請を

建築士、技能士、施工管理技士、作業主任者などの資格を取得された組合員の皆さんには、「広島建労の奨励金」と「全建総連の報奨金」が支給（併給）されます。給付対象の資格は資格取得日から3年以内が請求可能です。対象資格は下の「資格取得でもらえる祝い金一覧」を参照ください。

奨励金および報奨金を受けるには申請書と資格取得を証明する書類（合格証書、合格通知書、資格証明書、修了書の写し等）が必要です。所定の申請書にご記入いただき、所属の地連事務所にご提出ください。申請がお済みでない方は、所属の地連へお問い合わせください。

(例)一級建築士の資格を取得した場合

資格取得奨励金
(広島建労)
5,000円

+

資格取得報奨金
(全建総連)
10,000円

=

支給合計額
(広島建労+全建総連)
15,000円



【資格取得でもらえる祝い金一覧】～申請期限は資格取得から3年以内～

資 格 名	種 別	資格取得奨励金 (広島建労)	資格取得報奨金 (全建総連)	合 計
建築士	一級、設備設計一級、構造設計一級	¥5,000	¥10,000	¥15,000
〃	二級、木造		¥5,000	¥10,000
技能士	特級	¥5,000	-	¥5,000
〃	単一等級、一級		¥10,000	¥15,000
〃	二級	-	¥5,000	¥5,000
施工管理技士	一級		¥10,000	¥10,000
〃	二級	-	¥5,000	¥5,000
電気工事士	第一種	-	¥10,000	¥10,000
〃	第二種	-	¥5,000	¥5,000
電気主任技術者	第一種、第二種	-	¥10,000	¥10,000
〃	第三種	-	¥5,000	¥5,000
電気通信主任技術者、給水装置工事主任技術者、登録基幹技能者		-	¥10,000	¥10,000
電気通信工事担任者		-	¥5,000	¥5,000
職業訓練指導員免許(※3)		-	¥5,000	¥5,000
測量士、建築設備士、消防設備士、建築仕上改修施工管理技術者、道路標識点検診断士、発破技士、火薬類取扱保安責任者、消防設備点検資格者、海上起重作業管理技士、基礎施工士、1級エクステリアプランナー、ジェットクラウド技士、第一種冷媒フロン類取扱技術者、運動施設施工技士、排水設備工事責任技術者、配水管工技能者、金属屋根工事技士、認定ログビルダー、プレハブ建築マイスター		-	¥5,000 (令和3年4月1日以降の資格取得が対象)	¥5,000
日本ウレタン断熱協会品質管理責任者		-	¥5,000(※1)	¥5,000(※1)
1級建築測量技能者		-	¥5,000(※2)	¥5,000(※2)
作業主任者(※4)		-	¥2,000	¥2,000

(※1) 令和4年4月1日以降の資格取得が対象 (※2) 令和4年6月1日以降の資格取得が対象

(※3)【職業訓練指導員免許の対象学科一覧】 (※4)【作業主任者の該当資格一覧】

36科（建築科、とび科、建設科、建築板金科、畳科、表具科、左官・タイル科、配管科、木工科、塗装科、塑性加工科、造園科、森林環境保全科、構造物鉄工科、電気科、電気工事科、建設機械運転科、ブロック建築科、石材科、屋根科、築炉科、さく井科、枠組壁建築科、プレハブ建築科、スレート科、防水科、インテリア科、床仕上げ科、熱絶縁科、サッシ・ガラス施工科、広告美術科、建築物衛生管理科、建築物設備管理科、冷凍空調機器科、土木科、住宅設備機器科）

ガス溶接、コンクリート破砕器、ずい道等の覆工、ずい道等の掘削等、採石のための掘削、鋼橋架設等、コンクリート橋架設等、特定化学物質及び四アルキル鉛等、鉛、木材加工用機械、地山の掘削及び土止め保工、型枠保工の組立て等、足場の組立て等、建築物の鉄骨の組立て等、木造建築物の組立て等、コンクリート造の工作物の解体等、酸素欠乏・硫化水素危険、有機溶剤、石綿

日建学院・総合資格学院と 講座の割引提携を結んでいます

広島県建設労働組合は、日建学院と総合資格学院と提携を結んでおり、組合員さんであれば講座の割引が適用されます。

割引内容

【日建学院】

(1・2級建築士、木造建築士、宅地建物取引士など)

広島校：電話 082-223-2751

福山校：電話 084-926-0570

○通常学費15万円以上の講座…3万円引き

通常学費8万円以上15万円未満の講座…2万円引き

○期間：令和5年10月20日まで

【総合資格学院】

(1・2級建築士、1級建築施工管理技士、宅地建物取引士など)

広島校：電話 082-542-3811

福山校：電話 084-991-3811

○通常受講料の5千～2万円引き

○期間：令和5年11月30日まで



割引きの適用を受けるには

各講習機関へ「広島建労の組合員」であることを申し出たうえで、お問い合わせをお願いします。講習機関によっては受講料納入後の割引きはできないため、必ず申し込みの際にお申し出ください。

組合員資格の確認については、各講習機関から広島建労へ照会となります。

※ご不明な点につきましては、広島建労・技術対策部までお問い合わせください。

電話 082-232-6238

労災・雇用保険は

広島建労へ気軽に相談

広島建労では、一人親方労災保険、事業所の労災・雇用保険も手続きができます。ご不明な点について、お気軽にご相談ください。

◆労災保険について◆

労災保険Q&A

Q 労災保険とは、どのような制度ですか？

A 仕事中のケガは原則、健康保険が使えません。そのため仕事中のケガを補償するのが労災保険です。

Q 労災保険に加入するとどのような補償が受けられますか？

A 労災保険は月の途中からでも加入できます。まずは組合へご相談ください。

Q 一人親方労災保険だけ

入れますか？

A 組合+労災保険加入が必要です。組合への加入は必須ですが、健康保険は必ず加入という訳ではありません。

Q 施工主さんから直接工事を頼まれました。労災保険はどのようにすれば良いのでしょうか？

A 労働者（下請け含む）を使用する元請工事（下請けではない工事）を行う場合、労災保険に加入しなければなりません。その他にも、分譲住宅メーカーや不動産会社から直接工事を請け負う場合も、元請工事となる場合があります。このような場合は、組合へご相談ください。

◆雇用保険について◆

雇用保険Q&A

Q 雇用保険とは、どのような制度ですか？

A 失業保険というイメージしやすいと思いますが、従業員にかかる公的な福利厚生制度です。その他に事業主への助成金制度もあります。

◆従業員を雇うことになりました。どのような手続きが必要ですか？

A 雇用保険に加入する必要があります。場合によっては、他の社会保険関係も手続きが必要です。

Q 従業員の雇用保険料はどのように計算するのですか？

A 月々の給与総額に従業員の負担率をかけてください。

従業員がいる（事業所労災+事業主特別加入）

△△建築

事業主

役員

親族以外の従業員

法人の役員は、従業員ではありませんので、事業主と同じように特別加入が必要です。

〇〇建築

事業主

家族従事者

親族以外の従業員

同居している家族従事者は、従業員ではありませんので、事業主と同じように特別加入が必要です。

従業員のケガは、元請会社が加入する労災保険で補償！

従業員がいない（一人親方労災保険）

一人親方

家族従事者

同居している家族従事者は、従業員ではありません。一人親方労災保険に加入しないと、労災保険は適用されません。

一人親方は、元・下請けに関係なく、自分自身の一人親方労災保険が適用されます。

一人親方

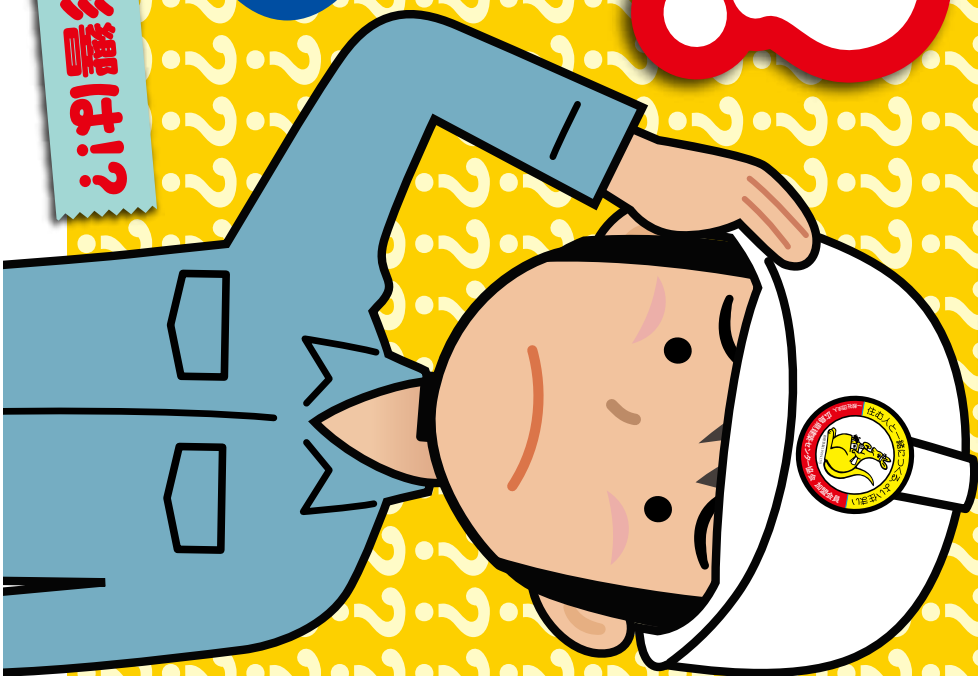
一人親方

一人親方

従業員扱いをしていないと、グループで請負っていると見なされます。全員が一人親方労災保険の加入対象です。

Q 65歳以上従業員も雇用保険に加入できますか？
A 以前は65歳以上の労働者は雇用保険に新規に加入することができませんでしたが、2017年より年齢制限が撤廃され、65歳以上でも以下の①②いずれにも該当する場合は雇用保険被料の納付が必要です。
① 1週間の所定労働時間が20時間以上ある
② 31日以上の雇用見込みがある
なお、2020年4月1日から、すべての雇用保険被保険者について雇用保険料の納付が必要です。

インボイス制度って



2023年10月から
導入予定

私たちの仕事への影響は!?

インボイス制度(適格請求書等保存方式)が導入されると、請求書や領収書などの発行・保存のルールが変わるだけでなく、事業者間の取引のあり方が大きく変わります。一方で、インボイス制度の影響を受けない事業者もあります。

インボイス制度とは何なのか?仕事への影響は?何を検討したらいいのか?どのような手続きが必要なのか...などの疑問について
**まずは、しっかりと内容を把握して、ご自身の仕事上
どのように対応するべきかを考えることが重要です**

広島県建設労働組合

インボイス制度とは?

- インボイス制度とは、消費税の複数税率に対応するものとして導入される方式です。
- 一定の要件を満たしたインボイス(適格請求書等)を発行・保存する制度です。
- インボイスには、請求書や領収書のほか、納品書、レシート等も含まれます。



請求書や領収書などの様式や取り扱いが変わります

例▶P4

インボイス制度が導入されたらどうなる?

- 消費税の「仕入税額控除」※ができるのは、インボイスの保存がある取引のみとなります。

売上にかかる消費税 (預かった消費税) - 仕入れ等にかかる消費税 (支払った消費税) = 消費税の納付税額 (納める消費税)

- インボイスは、税務署に申請・登録された課税事業者しか発行することができます。

(インボイス発行事業者を「適格請求書発行事業者」といいます)

※仕入税額控除=仕入れ等にかかった消費税を差し引いて消費税の納付税額を計算すること。

いわば消費税を算出する際の「経費」に当たるもの。



取引のあり方が変わり、私たちの仕事に大きな影響が!

課税事業者にとっては…

消費税の納税額が増加!?

課税事業者(本則課税の事業者)にとっては、免税事業者の請求書では仕入税額控除ができない(インボイスがない)と消費税の経費にはできないので、免税事業者との取引について、消費税の納付税額が増えることになります。



外注の一人親方さんに課税事業者になってもらえるようお願いしようかな…

控除できない消費税分を値引きしてもらおうかな…

免税事業者の職人さんとは取引をやめようかな…

でも、これまで一緒にやってきた職人さんだしな…

取引終了??



仕事をもらえないなら課税事業者になるしかないのかな…

しかし消費税の納税は厳しいな…

値引き??

値引きを強要されるかも…

課税事業者になると事務的にも大変そうだし…

免税事業者にとっては…

取引から排除される恐れも!?

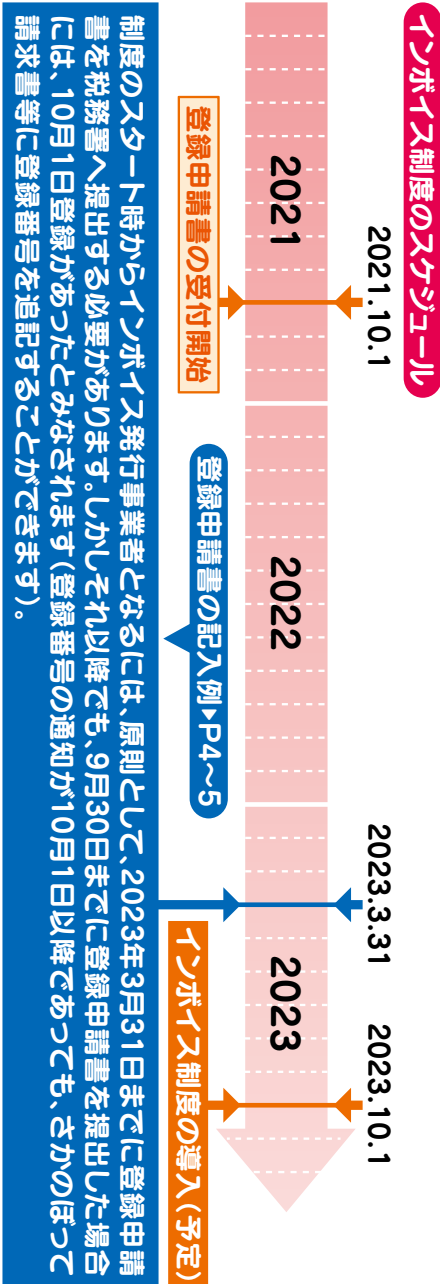
免税事業者にとっては、取引相手の課税事業者(本則課税の事業者)から「課税事業者になってインボイスを発行する」ことや「消費税相当額の値引き」や「取引の終了」などを迫られる可能性があります。

注

課税事業者であっても、インボイス発行事業者に事業者登録していなければインボイスが発行できないので、上記の例では、免税事業者と同じ立場になります。

1

インボイスを発行する(適格請求書発行事業者になる)には?



小規模の事業者は「簡易課税」を選択できます

- 免税事業者が「インボイス発行事業者」に登録申請し、課税事業者になると、消費税の納税義務が生じ、帳簿も、これまでに詳しく付ける必要があります。
 - 「**簡易課税制度**」を選択すると、売上を区分(材料支給の有・無)しておけば、消費税の申告書が作成でき、**事務的な手間が軽減**されます(ただし、課税売上高5,000万円以下の事業者のみ)。
 - 簡易課税制度を選択するには「消費税簡易課税制度選択届出書」を税務署に提出する必要があります。
 - 免税事業者が2023年10月1日から2029年9月30日までの日の属する課税期間中にインボイス登録を受ければ、登録を受けた日(登録日)から課税業者になる経過措置があります。また、この登録日の属する課税期間中に「消費税簡易課税制度届出書」を提出すれば、事前に提出したものとみなされます。
- ※本則課税と簡易課税のどちらが有利かは事業の状況によって異なります。簡易課税制度の詳細は国税庁のHP等でご確認ください。

インボイス制度の影響を受けない事業者も

- インボイス制度の影響を受けるのは「**本則課税の課税事業者**」と**取引する場合**です。簡易課税事業者同士の取引、簡易課税事業者と免税事業者の取引、エンボイサー(施主)との取引などでは、インボイスの影響は発生しません。

エンボイサーからの依頼で仕事をしています。免税事業者のままで仕事量も変化ありません。

インボイスは強制ではない! しつかりとした検討が必要!

- 「インボイス発行事業者」への登録は、もちろん強制ではありません。登録をしなくても、事業を続けることは可能です。しかし、収入や取引先との関係を含め、仕事と生活に大きな影響が出る可能性があります。
- 皆さんご自身の仕事において、**インボイス制度への対応が必要かどうか、取引先との関係も含め、十分に検討**してください。その上で必要に応じて、**取引先と話し合い**の場を持つことも重要になります。

国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や、登録申請手続きに関すること、Q&Aなどが国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」に記載されています。



特設サイト

免税事業者が簡易課税を選択した場合の納付税額の例

事業収入(年間・税込)	300万円	600万円	900万円
	第3種※1	第3種※1	第3種※1
年間消費税	81,800円	163,600円	245,400円
納付税額	第4種※2	第4種※2	第4種※2
3年時限措置(3種・4種とも)	109,000円	218,100円	327,200円
	54,500円	109,000円	163,600円

※1: 第3種=材料を仕入れている人 ※2: 第4種=手間請の人

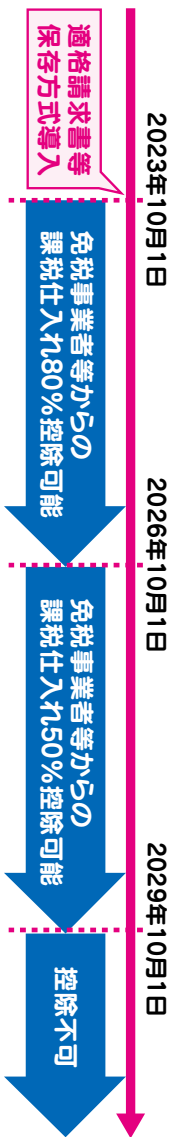
注 2023年税制改正で、上記の3年時限措置などが新たに追加されます。この時限措置は、免税から本則課税になった場合も適用されます。

①小規模事業者に対する負担軽減策

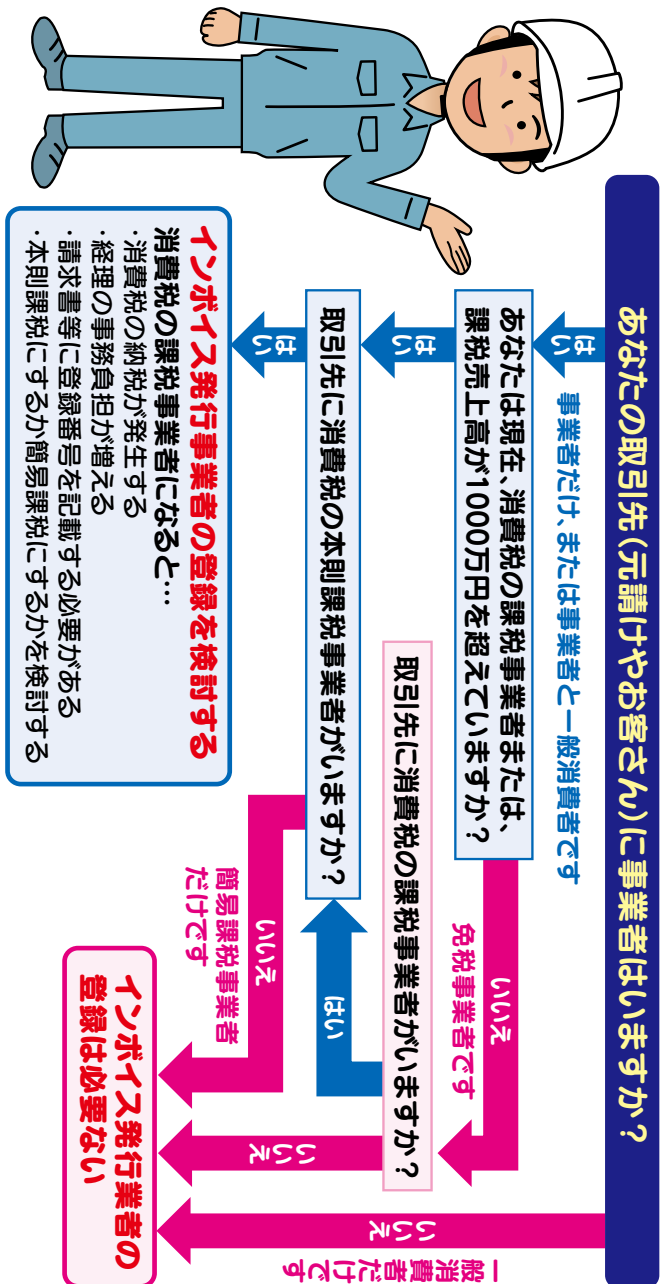
免税事業者がインボイス発行を機に課税事業者になった場合、3年時限措置として納付税額を、売上税額の2割に軽減する。

②中小事業者等に対する事務負担の軽減策

課税売上高が1億円以下の事業者はインボイス制度導入後6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくても、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする。(注) こうした改正は今後の国会審議で変更になる場合があります。



インボイス登録かんたん判定フローチャート



取引先が課税事業者か、本則課税・簡易課税のどちらか分からない場合は、取引先に確認しましょう

建設国保からのお知らせ

広島県建設国民健康保険組合

出産育児一時金の直接支払制度を
利用される方へ
(出産を控えている方へお願い)

建設国保に加入されている方で出産したとき、出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度を利用される方は以下のことについて注意して下さい。

- ・出産される方が以前お勤めされていて、継続して1年以上本人（被保険者）で職場の健康保険に加入していた
- ・職場の健康保険の資格喪失後（事業所退職後）、半年以内の出産である

上記2つに該当する場合、出産育児一時金は以前お勤めしていたときに入っておられた職場の健康保険から支給されます。

医療機関等で出産育児一時金の直接支払制度の合意文書を記入するときには、退職時に交付されている職場の健康保険の資格喪失証明書など、お勤めしていたときに加入していた職場の健康保険の名称等がわかるものを持って行って記入してください。

また、直接支払制度を利用したときに差額が出た場合や直接支払制度を利用せず現金給付を受ける場合にも職場の健康保険へ請求していただくようになります。

「自分の請求先がよくわからない…」など、不明な点につきましては、建設国保または所属の地域連合へお問い合わせください。

歯とお口の健康
お口のお手入れが
あなたの体を守ります

第6回

今からでも間に合う！
あなたが簡単に始められること

歯周病のリスクが増すのは40歳からとも言われています。歯医者さんでなければできない歯石除去などのプロケアと、自宅でご自身で行うセルフケアを合わせて歯周病や虫歯を予防し、高齢になっても自分の歯を維持しましょう。

歯医者さんでのチェックとケア

◆歯石除去

定期的に歯科医院で歯石除去を行い歯面を研磨してもらうと、歯垢がつきにくなります。セルフケアでは取り除けない歯石は歯医者さんにきれいに除去してもらいましょう。

自宅でのセルフケア

◆殺菌剤入りハミガキ・液体ハミガキ

歯周病や虫歯の原因菌を殺菌し、歯垢もしっかり除去。液体ハミガキなら口のすみずみまで行き渡ります。

食べたら磨く、を習慣化しましょう。

◆歯間ブラシ

通常の歯ブラシでは落とせない歯と歯の間の歯垢をそうじする小さな歯ブラシ。自分に合うサイズを選ぶとより効果的です。主に前歯向けのI字型、奥歯向けのL字型や初心者向けのゴムタイプもあります。

情報提供 サンスター株式会社

歯科健診を無料で受診することができます。

※詳しくは建設労働組合の各地連窓口にお問い合わせください。

建退共 法律に基づいて国が作った制度

建設業で働く現場労働者のために
国が作った退職金制度

(令和3年10月1日改正)

制度の特徴

月々6,720円の掛金(1日320円×21日分)

※掛金は組合費と一緒に納入します。

共済手帳に証紙を貼り付けることで、掛け金を積み立てます。



運用利回りは実質年率
1.3%



掛け始めに国から50日分の補助あり。
※現在は証紙1日320円×50日分=16,000円分

労働者は事業所で、一人親方は広島建労の組合員なら自分で積み立てることが可能。

加入・請求などの事務手続きや、証紙の購入・貼り付けも、すべて組合が行います。

250日分(約1年)以上積み立てたら、建設業をやめる時に一括受け取り。
※ただし500日分(約2年)未満の場合は、元本割れします
(死亡による遺族請求の場合は元本割れしません)

建設産業全体に適用されているから、事業所が変わっても継続できます。

▼納めた額と受け取る額の比較(最初から1日320円で掛けた場合)

年	実質掛けた月数	実質掛けた日数	実質掛けた金額	退職金額
1年	10月	210日	67,200円	24,192円
2年	22月	462日	147,840円	161,280円
5年	58月	1,218日	389,760円	414,087円
10年	118月	2,478日	792,960円	893,559円
15年	178月	3,738日	1,196,160円	1,409,319円
20年	238月	4,998日	1,599,360円	1,933,479円
25年	298月	6,258日	2,002,560円	2,474,439円
30年	358月	7,518日	2,405,760円	3,038,919円
35年	418月	8,778日	2,808,960円	3,641,031円
40年	478月	10,038日	3,212,160円	4,268,007円

★健康づくりビンゴ表はクリア出来ていますか?★

「健康づくりビンゴ」のクリア期限は令和5年3月31日までとなっています。ビンゴはいくつできましたか？ 応募はがきが届いたら応募期間内に必ず応募しましょう！！

また、令和5年4月より新たな「健康づくりビンゴ」が始まります。今年度思ったようにビンゴが完成しなかった方も、来年度は一マスでも多くクリアしビンゴを目指しましょう！

※なお、応募はがきの送付時期は4月下旬へ変更となりました。



2月1日の
組織人員
12,011人

労働安全標語
一瞬の
注意怠り
命取り

第2地連芦品
大工谷 光平さん
令和4年度・最優秀賞

労災保険に入りましょう
労働災害地連別件数一覧表
令和5年1月分

地連名	件数
第2地連 芦 品	1 (1)
第4地連 広島中央	(1)
第5地連 瀬 戸 内	(1)
第6地連 江 田 島	(1)
第7地連 広 島	(2)
第8地連 広 島 西	2 (1)
計	3 (7)

() 内は一人親方

内 容	件数
打 撲 ・ 捻 挫	3
転 倒	2
飛 来 ・ 落 下	2
工 具 ・ 機 械	1
転 墜 落	1
そ の 他	1
計	10

「カンガルーマーク」
クイズ

紙面に複数個の「カンガルーマーク」が印刷されていますので、「カンガルーマーク」の総数（写真内のもは含まない）をお答えください。ハガキ（FAX可）に、「カンガルーマークの総数・郵便番号・住所・氏名・電話番号・所属地連名・『広建新報』にいついつと感想」を明記して、広島建労・県本部までお送りください。HPからも応募可能（組合員専用「ページ」です。抽選の上、10人の方へカードを差し上げます。なお、応募締め切りは今月末（消印有効）までです（正解…2月号は9個）。

令和5年度 技能検定の実施計画（前期）

計画は変更される場合があります。
広島県職業能力開発協会ホームページ
(<http://www.hirovada.or.jp/>)でご確認ください。

【実施計画】前期

【実施公示】3月1日(水)

【実施職種】（関係分）

（1級および2級）〈予定〉造園、鉄工、建築板金、石材施工、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装

（3級）〈予定〉造園、建築大工、左官

■受検申請受付 4月3日(月)～14日(金)

■実技試験（問題公表）5月30日(火)

（実 施）（3級）6月6日(火)～8月13日(日)

（1・2級）6月6日(火)～9月10日(日)

■学科試験（3級）7月9日(日)

（1・2級）8月20日(日)・8月27日(日)・

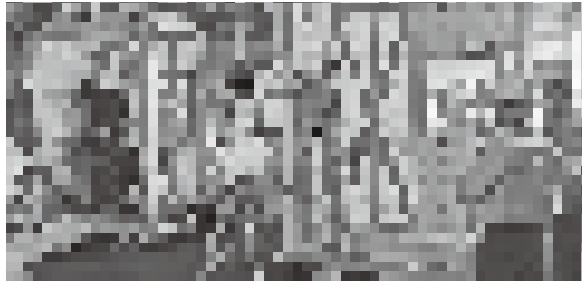
9月3日(日)

■合格発表（3級）8月25日(金)

（1・2級）9月29日(金)

※「3級・建築大工」は、前・後期で開催されています。

正しい断熱施工法を確認



断熱施工 実技研修

◆◆令和7年から◆◆
全建築物に省エネ基準義務化
正しい施工がますます重要

【県・書記次長・泉雅博】
脱炭素社会に向けて、令和4年6月に建築物省エネ法が改正され、令和7年度から住宅を含めたすべての建築物において、省エネ基準の適合が義務付けられることになりました。
正しい方法で断熱施工、気密確保がされない設計通りの断熱性能を発揮することができません。正しい断熱施工がますます重要になってきます。そうしたことから、令和4年度国土交通省補助事業において、正しい断熱施工を習得する研修事業を行うことになりました。
令和4年11月12日(土)と12月10日(土)、全木協（全国木造建設事業協会）が実施団体（広島建労と広島県工務店協会）となり、断熱施工実技研修会が株式会社スガノで実施され、2日間で41人が受講しました。研修は約3時間、3人1組で床・壁・天井の部位ごとの断熱方法・気密確保な

どについて講師の指導の下、正しい施工を習得していただきました。
受講された方からは「細部にわたり教えていただき感謝です」「今後、現場での施工に手間がかかる」などの率直な意見が出されました。
令和5年度も同研修を開催予定です。是非、参加していただき、個々のスキルアップに繋げてください。

第8地連 広島西

小雪舞う中、門松作り
写真や動画見つつ協力

事務所前駐車場で門松を囲んで



【副地連長・長尾善行】
本年もコロナの影響で思うように行事も行えない状態でしたが、地連最後の行事である門松作りを小雪の舞

う中、12月18日(日)に地連事務所前の駐車場で8時30分から小人数の7人で行いました。
今年は都合により指導していただけた方が不在のため、7人で昨年の写真や動画などを見ながら協力し合い、昨年と同様、立派な門松を作ることが出来ました。
その後、片付けを行い、来年こそはコロナ禍の影響なく多くの行事が出来ることを願いながら、11時に解散しました。参加された皆様お疲れさまでした。

まさかに備えて
住宅の保証をプラス

～火災共済に自然災害共済を付けられます～

任意で掛けることができます。
年掛け・月掛けによって、掛金金額が異なります。
詳しくは組合窓口まで。

加入基準あなたの必要保障額

火災共済	
住宅の加入基準(1坪あたりの加入基準)	
最高保障額4,000万円と家財2,000万円	
木造構造	1口(70円)
鉄骨・耐火構造	1口(40円)
マンション構造	1口(30円)

自然災害共済	
住宅の加入基準(1坪あたりの加入基準)	
木造構造	1口(110円)
鉄骨・耐火構造	1口(70円)
マンション構造	1口(60円)

※大型タイプは別途相談を。

家財の加入基準

最高保障額 200口(2,000万円)						
住宅延面積	世帯主年齢	単 身	2人	3人	4人	5人以上
10坪(33㎡)以上	～29歳	50口 (500万円)	90口 (900万円)	100口 (1,000万円)	110口 (1,100万円)	120口 (1,200万円)
	30歳代	60口 (600万円)	130口 (1,300万円)	140口 (1,400万円)	150口 (1,500万円)	160口 (1,600万円)
	40歳代	70口 (700万円)	180口 (1,800万円)	190口 (1,900万円)	200口 (2,000万円)	200口 (2,000万円)
10坪(33㎡)未満	上記の額、または70口(700万円)のいずれか少ない額					

こくみん共済coop（全労済）

組合共済
「入学祝」
給付申請は
本年3月31日まで



2020年4月に小学校・中学校へ入学されたお子さまに対して給付（小学校2万円、中学校1万円）されます。申請がお済みでない方は、所属の地連までお問い合わせください。

3月18日 第67回定期大会
▼3月の行事予定▲
※あくまで予定です（後日変更あり）。詳細は県本部または所属の地連までお問い合わせください。